

鹿児島県感染症の予防のための施策の実施に関する計画

(鹿児島県感染症予防計画)

平成16年3月



鹿児島県

(はじめに)

感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化し、また、エイズ等の新興感染症や、結核等の再興感染症等、新たな課題が生じてきている。一方、感染症対策をすすめるに当たっては、感染症の患者等の人権を尊重し、積極的な情報の公表や手続きの保障等を行う透明で公正な行政対応が求められてきている。

このような状況の変化に対応するため、国においては、明治30年の制定以来100年余が経過した伝染病予防法等に基づく感染症対策を抜本的に見直し、平成11年4月「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「法」という。）が施行された。

鹿児島県は平成12年3月に、法第10条に基づき「鹿児島県感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「本計画」という。）」を定め、県民の理解を得ながら、関係団体と連携を取りつつ、感染症対策の総合的かつ計画的な推進に努めてきた。

国においては、法施行後5年ごとに見直しを行うこととしており、平成14年11月に中国広東省で発生した重症急性呼吸器症候群が、東アジアを中心に流行し、700人以上の死者を出したことなどを踏まえて、平成15年11月に法を一部改正し、国の責務の拡大や検疫所と県との連携の強化などが図られた。法改正に伴い、国の基本指針（「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」平成10年厚生省告示第115号。）も改正されたことから本計画を改正することとなった。

なお、国の基本指針は5年ごとに見直しが予定されていることから、本計画も5年ごとに再検討を加え、改正するものとする。

I 感染症の予防のための施策の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

新しい時代の感染症対策においては、感染症が発生してから防疫措置等を講ずる「事後対応型行政」から、本計画に基づく取り組み等を通じて、普段から感染症の発生の予防及びまん延の防止に重点を置いた「事前対応型行政」を推進する。

2 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきているため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症情報の収集・分析とその結果の県民への公表を進めつつ、県民個人個人における予防や、基準に合致した感染症指定医療機関の指定等、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。

3 人権への配慮

- (1) 感染症の患者等に関しては、社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権に配慮し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けることができ、また、まん延の防止のため入院が必要となった場合でも早期に社会復帰できるよう、感染症の診査に関する協議会の設置等環境の整備に努める。
- (2) 感染症に関する個人情報の保護には十分留意し、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症は、周囲へまん延する可能性があるため、健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。このため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査（感染症に関する情報を収集・分析し、県民や医療関係者に対して公表していくこと）のための体制の確立に向けて、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行う。

5 県及び市町村の果たすべき役割

- (1) 県、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）及び市町村は、国、他の市町村及び関係機関等と連携を図りつつ、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を実施するとともに、正しい知識の普及啓発等を行う。
- (2) 県及び保健所設置市は、情報の収集、分析並びに公表、医療提供体制の整備、人材の養成等、感染症対策に必要な基盤を整備する。
- (3) 予防計画の作成を担当する県は、保健所設置市と相互に連携して感染症対策を実施

する。

- (4) 県及び保健所設置市は、保健所を地域における感染症対策の中核的機関として、また、鹿児島県環境保健センター（以下「県環境保健センター」をいう。）を感染症の技術的かつ専門的な機関として位置付け、それぞれの役割が十分に果たされるよう、機能強化をはじめとした対策を進める。
- (5) 県及び保健所設置市は、複数の都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）との広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣都道府県等や、ヒト、モノ（動物を含む。）の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら対策を行う。また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながら、これら都道府県等との協力体制について、あらかじめ協議しておく。

6 県民の果たすべき役割

- (1) 県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症に罹患した場合には、まん延の防止に努める。
- (2) 感染症の患者等について、偏見や差別により患者等の人権を損うことのないように努める。

7 医師等の果たすべき役割

- (1) 医師その他の医療関係者は、6に定める県民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で国、県及び保健所設置市の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を提供するよう努める。
- (2) 病院、診療所、老人福祉施設、学校等の開設者又は管理者は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

8 獣医師等の果たすべき役割

- (1) 獣医師その他の獣医療関係者は、6に定める県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で国、県及び保健所設置市の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努める。
- (2) 動物等取扱業者（法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、6に定める県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努める。

9 予防接種

予防接種は、感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものであることから、ワクチンに関する正しい知識の普及に努め、県民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進する。

II 感染症の発生の予防のための施策

1 基本的考え方

- (1) 県及び保健所設置市は、事前対応型行政の構築を中心として、具体的な感染症対策の企画、立案、実施及び評価を行う。
- (2) 日常実施する施策は、感染症発生動向調査がその中心となるが、さらに食品保健対策、環境衛生対策等について、関係機関及び関係団体との連携を図りながら具体的な対策を実施する。
- (3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、市町村に対して、地域の医師会等と十分な連携をとり、個別接種の推進等、対象者が予防接種をより安心して受けられるような環境の整備を地域の実情に応じて実施するよう促す。また、県及び保健所設置市は、県医師会等の協力を得て、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を収集し、県民に対し積極的に提供する。

2 感染症発生動向調査

- (1) 感染症発生動向調査は、感染症の発生の予防のための施策の最も基本的な事項であり、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で進めていくことが不可欠であることから、県及び保健所設置市は、県医師会等を通じ、特に現場の医師に対して調査の重要性についての理解を求め、その協力を得ながら適切に実施する。
- (2) 法第12条に規定する届出の義務について、県医師会等を通じて周知を図る。
特に、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び四類感染症の患者等については、法に基づき健康診断等が迅速かつ適切に行われる必要があることから、医師から県知事及び保健所設置市の長（以下「県知事等」という。）への届出が適切に行われるよう、趣旨の周知を図る。
- (3) 法第14条に規定する指定届出機関は、感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるよう、関係医師会等の協力を得て、鹿児島県感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき、指定する。
- (4) 県環境保健センターを中心として、患者情報とともに、病原体情報を一元的に収集、分析し、県民や医療関係者等に公表できる体制を構築する。
また、県環境保健センター等は必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行う。
このような感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であり、感染症の発生の予防及びまん延の防止のためにも極めて重要であることから、県環境保健センター等は試験検査機能の向上を図る。
- (5) 保健所は、管内における感染症情報の収集・分析及び公表のほか、管内の医師に対する情報提供等を行う。

3 食品保健部門及び環境衛生部門との連携

- (1) 食品媒介感染症（飲食に起因する感染症をいう。以下同じ。）の発生の予防に当たっては、感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担及び連携を図る。
- ア 食品の検査及び監視をする業種や給食施設への食品媒介感染症の発生予防指導については、食中毒対策を含めて食品保健部門が主体となり対策を実施する。
- イ 二次感染によるまん延の防止等のための情報の公表や指導については、感染症対策部門が主体となり対策を実施する。
- (2) 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防に当たっては、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導等について、感染症対策部門と環境衛生部門が連携を図りながら実施する。

また、感染症媒介昆虫等（感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等をいう。）の駆除については、地域によって実情が異なることから、保健所と各市町村とが連携のもと適切に実施するものとし、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮する。

4 関係機関及び関係団体との連携

感染症の発生の予防のための施策を効率的かつ効果的に進めていくため、感染症対策部門は、食品保健部門や環境衛生部門等との適切な連携はもとより、国や他都道府県、市町村、県医師会、民間検査機関等関係機関及び関係団体との連携を図る。

5 保健所と県環境保健センターの役割分担及び連携

感染症の発生の予防のための施策を適切に推進するために、保健所と県環境保健センターとの効果的な役割分担及び連携を図る。

- (1) 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、住民教育、保健・医療関係者への教育研修、医師会や民間検査機関等関係団体との連絡体制の整備のほか、管内における感染症患者の発生状況の把握や、市町村への感染症情報の提供等を行う。
- (2) 県環境保健センターは、感染症の技術的かつ専門的な機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び感染症情報の収集、分析及び公表等を行う。

6 検疫所との連携

県及び保健所設置市は、検疫法に基づき、検疫所長から検疫感染症に感染したおそれのある者であって、健康状態に異状が生じたものに係る通知を受けたときは、当該者に對し必要な質問又は調査を行う。

III 感染症のまん延の防止のための施策

1 基本的考え方

- (1) 感染症のまん延の防止のための施策においては、県民個人個人の予防や良質かつ適

切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていくことを基本とする。実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち迅速かつ的確に対応することが重要であり、その際には患者等の人権を尊重して行う。

- (2) 感染症のまん延の防止のために、県及び保健所設置市は、感染症発生動向調査等に基づく情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた県民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、県民も自ら予防に努め、健康を守る努力を行うよう促す。
- (3) 健康診断、就業制限及び入院等一定の行動制限を伴う対策（以下「対人対策」という。）を実施するに当たっては、必要最小限のものとし、患者等の人権への十分な配慮を行う。
- (4) 対人対策及び対物措置（法第5章に規定する措置をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。
- (5) 特定の地域に感染症が集団発生した場合に備え、県医師会等の関係団体及び近隣の地方公共団体等との連絡体制を構築するとともに、複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、国の技術的援助等を積極的に活用する。また、都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築するため、協議を行っていく。
- (6) 感染症のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、県知事は予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種の指示を行い、臨時の予防接種が適切に行われるようする。

2 対人対策及び対物措置における留意点並びに関係機関との連携

- (1) 健康診断、就業制限及び入院
 - ア 対人対策に当たっては、感染症に関する情報を対象となる患者等に提供し、理解と協力を求めながら実施することを基本とし、人権への配慮の観点から、法第25条に基づく審査請求に関する説明等を適切に行う。
 - イ 健康診断の勧告又は命令（以下「勧告等」という。）については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、患者に濃厚に接触した者等科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。また、必要に応じ県知事等は情報の公表を的確に行い、県民に対し自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。
 - ウ 就業制限については、対象者の自覚に基づく自発的な休暇、または就業制限の対象以外の職種への一時的従事等により対応することを基本とし、県及び保健所設置市は、対象者及び関係者に対し、このことの周知に努める。
 - エ 勧告等に基づく入院については、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供を基本とするほか、以下の点に留意する。
 - (ア) 県知事等は入院の勧告を行うに際し、患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求のこと等、十分な説明を行う。
 - (イ) 県及び保健所設置市は、医療機関に対し、入院後も必要に応じて十分な説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減が図られるよう要請する。
 - (ウ) 県及び保健所設置市は、入院の勧告等を実施した場合は、その内容、提供され

た医療の内容及び患者の病状等について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。

(エ) 患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、県知事等は当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

(2) 感染症の診査に関する協議会

(ア) 感染症の診査に関する協議会条例（平成11年鹿児島県条例第12号）及び保健所設置市の条例に基づき、感染症の診査に関する協議会を別表1のとおり設置する。

(イ) 協議会は感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者等への医療及び人権への配慮の視点も求められる。県知事等は協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮する。

(3) 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は禁止、交通の制限又は遮断等の措置を講ずるに当たっては、県知事等及び県知事の指示を受けた市町村長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施していくよう努めるとともに、個人の権利に配慮し、必要最小限のものを実施する。

3 積極的疫学調査

(1) 積極的疫学調査（法15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。以下同じ。）は、感染症対策において重要な位置を占めることから、以下のようないふ場合の他、個別の事情に応じ、県知事等が適切に判断し実施する。

ア 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生した場合

イ 五類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合

ウ 国内で感染症の患者は発生していないが、海外で感染症が流行している場合であって、国内における当該感染症の発生の予防上積極的疫学調査が必要と認められる場合

エ 感染症を媒介すると疑われる動物についての調査が必要な場合

オ 新感染症にかかっていると疑われる者の届出があった場合等

(2) 積極的疫学調査を実施する場合にあっては、この調査を行う保健所等の機関において、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と緊密な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。

また、必要に応じて国立感染症研究所、国立国際医療センター、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を求めるとともに、関係都道府県等から協力の求めがあった場合は、必要な支援を行う。

(3) 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、県及び保健所設置市は国と連携して情報の収集・提供など必要な協力をを行う。

4 新感染症の発生時の対応

新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものであることから、新感染症に関しては、法第51条第2項に規定する厚生大臣の技術的指導及び助言、並びに法第51条の2第1項に規定する指示に基づき必要な対策を実施する。

5 食品保健部門及び環境衛生部門との連携

(1) 食品保健部門との連携

ア 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、食品保健部門にあっては原因食品等の究明に係る調査等を、感染症対策部門にあっては患者に関する情報収集を行うとともに、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。

イ 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品保健部門にあっては食品衛生法に基づいて原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を、感染症対策部門にあっては必要に応じ、消毒等を行う。

ウ 二次感染による感染症のまん延の防止については、感染症対策部門において感染症に関する情報の公表の他必要な措置をとること等により、その防止を図る。

エ 原因食品等の究明に当たっては、保健所は、県環境保健センターや国立試験研究機関等と連携を図りながら実施する。

(2) 環境衛生部門との連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を実施するに当たっては、感染症対策部門は環境衛生部門との連携を図る。この場合、具体的な役割分担は、食品保健部門との間におけるものと同様とする。また、必要に応じ市町村とも連携し、対策を適切に実施する。

6 関係機関及び関係団体との連携

感染症のまん延の防止のため、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるよう、県及び保健所設置市は、関係部局の緊密な連携体制を整備するとともに、国や他都道府県、市町村、県医師会等の関係機関及び関係団体との連携体制を構築する。

IV 感染症に係る医療を提供する体制の確保

1 基本的考え方

(1) 医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症が治療可能となった現在においては、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱又は消失させることにより、感染症のまん延を防止す

ることを施策の基本とする。

- (2) 実際の医療の現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延の防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療を提供するため、特に以下の点に配慮するものとする。
- ア 感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供する。
- イ 通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずる。
- ウ 患者がいたずらに不安に陥らないように、患者の心身の状況を踏まえつつ十分な説明及びカウンセリング（相談）を行う。

2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の整備

(1) 第一種感染症指定医療機関

- ア 県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を原則として県内に1か所2床指定する。
- イ 指定されるまでの間に一類感染症の患者が発生した場合には、第一種感染症指定医療機関を保有する都道府県の協力が得られ、患者等の移送が可能な場合にあっては、入院治療を委託する。
- ウ 緊急その他やむを得ない理由がある場合等においては、法第19条第1項ただし書きの規定により、県知事等が適当と認める医療機関に入院させ、国及び関係機関の協力を得て、患者の治療及び感染のまん延の防止に万全を期す。

(2) 第二種感染症指定医療機関

- ア 県知事は、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、二次保健医療圏（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関に指定する。
- イ 当該指定に係る病床の数は、当該二次保健医療圏の人口を勘案して必要と認める数（「感染症指定医療機関の指定について」平成11年3月19日付け健医発第457号厚生省保健医療局長通知による）とする。県においては、鹿児島保健医療圏が6床、他の保健医療圏が各4床となる。
- ウ 第二種感染症指定医療機関の指定状況は別表2のとおりである。未指定の二次保健医療圏で二類感染症の患者が発生した場合には、最寄りの第二種感染症指定医療機関に移送する。また、緊急その他やむを得ない理由がある場合等においては、法第19条第1項ただし書きの規定により、県知事等が適当と認める医療機関に入院させ、患者の治療及び感染のまん延の防止に万全を期す。

3 感染症の患者の移送

- (1) 県及び保健所設置市は、感染症の患者の迅速かつ適切な移送のための体制の整備に努めるとともに、関係市町村及び消防機関に対して、感染症に関し適切に情報提供するなど緊密な連携を図り、感染症患者の移送及び移送時のまん延防止対策等に万全を期す。
なお、新感染症の所見がある者の移送については、国に協力を要請する。
- (2) 消防機関が移送した傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者である場合には、県及び保健所設置市は、主治医との連携のもと、消防機関に対して適切に情報等を提供すること等により、次の救急搬送患者及び救急隊員への感染・発病の防止に努める。
- (3) 患者搬送車等の整備については、地域の実情や感染症の発生状況等を踏まえた検討を行う。

4 一般医療機関における医療の提供

- (1) 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関だけではなく、一般医療機関においても提供されるものであること、特に多くの場合、感染症の患者を最初に診察することに留意し、一般医療機関においても、感染症に関する情報について積極的に把握するとともに、医療機関内において感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 一類感染症、二類感染症等で、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高い場合には、県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないようにすることについて検討する。
- (3) 感染症の患者に対して、差別的な取扱いのない、良質かつ適切な医療の提供を確保するため、県及び保健所設置市は、医師会等との連携を通じて、一般医療機関との有機的な連携を図る。

5 感染症指定医療機関及び県医師会等との連携

- (1) 感染症の患者に対して良質かつ適切な医療を提供するため、県知事は、第一種及び第二種感染症指定医療機関に対して、必要な指導を積極的に行う。
- (2) 特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図る。

V 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止 並びに医療の提供のための施策 (国及び地方公共団体等との連携を含む。)

1 基本的考え方

複数の地方公共団体にまたがる感染症の発生時など、緊急時においては、国、他の都道府県、市町村、関係団体等との緊密な連携のもと、迅速かつ適切に対応する。

2 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方針等について必要な計画を定め、公表する。

3 国との連携

- (1) 県知事等は、法第12条第2項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合、国との緊密な連携を図る。
- (2) 検疫所から情報提供があった場合は、県知事等は検疫所と連携し、同行者等の追跡調査その他必要な対策を行う。
- (3) 緊急時においては、県及び保健所設置市は当該地域における患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供するなど緊密な連携を図る。
- (4) 県及び保健所設置市は、新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、対応が困難な場合には、国に職員や感染症専門家の派遣を求める。

4 県及び保健所設置市と市町村及び他都道府県との連携

- (1) 県及び保健所設置市は、関係市町村と緊密な連携を保ち、感染症の発生状況、緊急性等を勘案し、必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。
- (2) 県及び保健所設置市は、関係市町村に対して、医師からの届出等に基づいて必要な情報を適切に提供する。
- (3) 複数の市町村にわたり感染症が発生し、緊急を要する場合は、県は、地域内の統一的な対応方針の提示、市町村間の連絡調整等の役割を果たし、まん延の防止に努める。
- (4) 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合に備え、関係する都道府県等との連絡体制の強化に努める。

5 関係団体との連携

緊急時において県及び保健所設置市は、県医師会等の関係団体と緊密な連携を図る。

VI 感染症に関する調査及び研究

1 基本的考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となる。

このため県及び保健所設置市は、関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取り組みを通じて、調査及び研究を積極的に推進する。

2 県及び保健所設置市における調査及び研究の推進

- (1) 県及び保健所設置市は、調査及び研究の推進に当たり、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び感染症の技術的かつ専門的な機関である県環境保健センターが、関係主管部局と連携を図りつつ計画的に取り組める体制の整備を図る。
- (2) 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的調査及び研究を県環境保健センターとの連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報発信拠点としての役割を果たす。
- (3) 県環境保健センターは、感染症の技術的かつ専門的な機関として、関係機関等との連携の下に、感染症の調査、研究、試験検査及び感染症に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たす。
- (4) 県及び保健所設置市における調査及び研究については、地域に特徴的な感染症の発生動向やその対策等へも取り組む。

3 関係機関及び関係団体との連携

感染症に関する調査及び研究に当たっては、関係機関及び関係団体と十分な連携を図ることが必要である。

特に、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立国際医療センター、大学の研究機関等と連携を図って行う。

VII 感染症の予防に関する人材の養成

1 基本的考え方

新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材が必要となっていることを踏まえ、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う。

2 人材の養成

県及び保健所設置市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会に保健所及び県環境保健センター等の職員を積極的に派遣するととも

に、県環境保健センター等と連携しながら、感染症に関する講習会等を実施し、保健所や市町村等の職員の資質の向上を図る。

3 県医師会等の関係団体との連携

県医師会等の関係団体においても、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要であり、県及び保健所設置市も、資料の提供や講師の派遣等積極的に協力していく。

VIII 感染症に関する正しい知識の普及 並びに感染症の患者等の人権への配慮

1 感染症に関する正しい知識の普及

(1) 基本的考え方

県民が感染症について正しい知識を持ち、自らも予防することを可能とするため、県及び保健所設置市が中心となり、感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行う。

(2) 地方公共団体における施策

県及び保健所設置市は、感染症についての正しい知識の定着等のため、関係部局と連携を図りながら、研修、広報等必要な施策を実施する。

特に保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等、住民に身近なサービスを充実する。

2 感染症の患者等の人権への配慮

(1) 基本的考え方

県民においては感染症について正しい知識を持ち、患者等が差別を受けることがないよう努める。医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供するよう努める。また、県及び保健所設置市は、感染症のまん延防止のための対策・措置を講ずるに当たっては、患者等の人権に配慮して行う。

(2) 患者情報の流出防止

患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修や、医療機関に対する注意喚起等必要な措置を講ずる。

3 関係機関及び関係団体との連携

県は市町村や地区医師会等と緊密な連携を図るため、保健所における感染症地域連絡研修会等を通じて、情報交換等を行う。

また、報道機関に対しては、普段から緊密に連携をとり、常時的確な情報を提供する。特に感染症に関し誤った報道がなされたときは、速やかにその訂正等の対応を行う。

IX その他感染症の予防に関する重要事項

1 成人T細胞白血病（A T L）対策

西南九州特に本県に多い成人T細胞白血病（A T L）に関しては、A T L制圧10カ年計画及び鹿児島A T L制圧委員会の意見に基づいた施策を行い、西暦2007年度までに以下の目標を達成する。

- (1) H T L V—I 抗体陽性母親から児への感染率を5%以下に抑制する。
- (2) 県内の献血者における抗体陽性者率を1%以下に引き下げる。
- (3) 県内のA T Lによる死亡率をゼロに近づけるための基盤を確立する。

2 施設内感染の防止

- (1) 県及び保健所設置市は、病院、診療所、老人福祉施設、学校等における感染症の発生及びまん延防止のため、施設内感染に関する情報や調査・研究の成果を、施設の開設者又は管理者に提供する。
- (2) 施設の開設者及び管理者においては、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段より施設内の患者及び入所者並びに職員の健康管理を行い、感染症の発生予防・早期発見に努める。

3 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、県知事等は、保健所を拠点として、医療機関の確保、防疫活動、保健活動等の所要の措置を迅速かつ的確に講じ、感染症の発生の予防及びまん延の防止に努める。

4 動物由来感染症対策

- (1) 県知事等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出の義務について周知を行うとともに、保健所では関係機関及び獣医師会等の関係団体との情報交換等により連携を図り、県民への情報提供を進める。
- (2) ペット等の動物を飼育する者は、(1)により県民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める。
- (3) 県知事等は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）を実施し、広く情報を収集することが重要であるため、保健所、県環境保健センター、動物等取扱業者の指導を行う機関等が連携を図りながら調査に必要な体制を構築する。
- (4) 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、媒介動物対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師との連携が必要であることから、県及び保健所設置市の感染症対策部門はペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携する。

別表 1 感染症の診査に関する協議会設置状況（平成17年4月現在）

保健所の名称	協議会の名称
鹿児島市保健所	鹿児島市感染症診査協議会
指宿保健所 加世田保健所 伊集院保健所 川薩保健所 出水保健所 大口保健所	川薩保健所感染症の診査に関する協議会
姶良保健所 志布志保健所 鹿屋保健所 西之表保健所 屋久島保健所	姶良保健所感染症の診査に関する協議会
名瀬保健所 徳之島保健所	名瀬保健所感染症の診査に関する協議会

別表2 第二種感染症指定医療機関指定状況(平成15年12月末現在)

二次保健医療圏名	指定病床数	感染症指定医療機関名	指定日	指定根拠
鹿児島	6	鹿児島市立病院	H11.4.1	法第38条
指宿	4	国立指宿病院	H13.7.1	法第38条
南薩	4	県立薩南病院	H15.4.1	法第38条
出水	4	出水市立病院	H15.12.1	法第38条
伊佐	4	県立北薩病院	H14.3.28	法第38条
姶良	4	隼人町立医師会 医療センター	H12.7.1	附則第8条
肝属	4	県民健康プラザ 鹿屋医療センター	H14.3.28	法第38条
熊毛	2	田上病院	H15.6.1	法第38条
奄美	4	県立大島病院	H11.4.1	附則第8条